

## 学校版もったいない運動（学校物品の有効活用）について

宇都宮市公立小中学校事務職員研究会

### 1 はじめに

宇都宮市公立小中学校事務職員研究会（宇事研）の研修形態のひとつにブロック研修があり、80校が10ブロックに分かれて研修を行っています。平成16年度において宮の原中学校区が共同実施実践協力校の指定を受けたため、指定ブロックと共に他のブロックにおいても、該当校を支援できる研修を実践することになりました。あるブロックの研修テーマとして、ブロック内の各学校が所有する物品の貸し出しシステムについて研修が進められ、「貸し出し可能物品リスト」と「貸し出し規程」の作成を行いました。学校間における貸し出しを、法的根拠がないまま学校事務職員間の合意だけで行えるのかという課題にぶつかりました。

そこで、平成17年度には全ブロックで「貸し出し可能物品リスト」を作成し、また実践化に向けての問題点の集約を行い、市教委学校管理課管理係に提案したところ、折りしも宇都宮市全体でもったいない運動を展開中であり、ぜひ学校版のもったいない運動として取り組みたいとの返事をいただくことができました。その後は管理係職員と宇事研メンバーによる「学校物品の有効活用に関するワーキンググループ」が設置され、宇事研提案をたたき台として検討が重ねられ、平成18年4月21日付け市教育長名で「学校版もったいない運動（学校物品の有効活用）」の通知があり、5月より運用が開始されました。

### 2 概要

#### （1）目的

「ひとやものを大切にすること」を基本とした「もったいないうつのみや」の趣旨を踏まえ、市立小中学校においても、各校が所有する物品を学校間で貸借を行い学校物品の有効活用を図るなど「学校版もったいない運動」を推進することを目的とします。

#### （2）物品の範囲とリストの管理方法

物品の範囲は、備品に限らず消耗品や保管転換可能な物品（図書を含む）も対象とします。

物品リストは教育情報システム（市内小中学校・市教委間の情報ネットワークシステム）により管理し、定期的に更新します。

#### （3）運用方法

資料1 「宇都宮市立小中学校物品の有効活用に関する要領」（抜粋）

資料2 「もったいない運動フロー図（借用校）」

資料3 「教育情報システム画面」「備品リスト画面」（一部）

} 次ページ参照

### 3 まとめ

これまでは各学校が占有してきた物品を簡単に貸借できるようになり、物品の更なる有効活用が図れるものと思われます。また、行事用の備品など年に一度程度しか使用しない物品は購入しないで済むなど、予算の有効活用にもつながります。事務職員が中心となってこのシステムを校内に周知し活用することにより、教育活動への支援が行えるものと考えています。

(資料1) 宇都宮市立小中学校物品の有効活用に関する要領 (抜粋)  
(中略)

(貸借)

- 第4条 各校が、有効活用物品の貸借を行う際には、貸出可能物品リスト及び借用希望物品リストに基づき、貸借を行うものとする。
- 2 借用校の学校長は、物品借用申請書(以下「申請書」という。)を、有効活用物品を所有する学校(以下「所有校」という。)の学校長宛提出し、所有校の学校長は、物品貸出許可書(以下「許可書」という。)により借用校の学校長宛に貸出の許可を行うものとする。
- 3 借用物品を返却する際は、原状に復して返却しなければならない。
- 4 借用時に使用する消耗品類については、借用校が負担しなければならない。

(保管転換)

- 第5条 各校が、有効活用物品の保管転換を行う際には、保管転換可能物品リスト及び保管転換希望物品リストに基づき、保管転換を行うものとする。
- 2 所有校及び保管転換を希望する学校(以下「保管転換希望校」という。)の学校長は、宇都宮市立学校財務事務取扱要綱の定めるところにより、物品保管転換通知書により、教育長の決裁を受けて物品の保管転換を行うものとする。

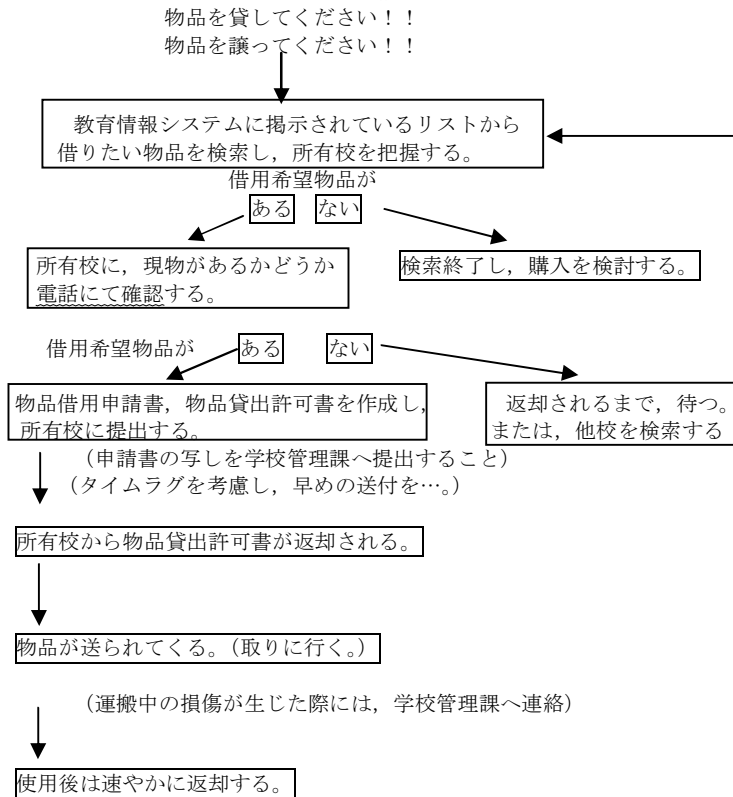
(運搬)

- 第6条 有効活用物品は、その物品の形状や運搬の緊急性を勘案し、次の各号のいずれかの方法により運搬するものとする。
- (1) 市立小中学校送達業務委託車両による運搬
- (2) 借用及び保管転換希望校の学校職員による運搬
- (3) 市有トラック等による運搬
- (4) 業者による運搬
- 2 前項、第4号による運搬を依頼する場合には、借用校及び保管転換希望校の学校長は学校管理課にその旨申し出るものとする。
- 3 前項の申出を受けた場合において、学校管理課がその必要性を認めるときは、その費用を負担するものとする。

(修繕)

- 第7条 借用校において有効活用物品を損傷したときは、借用校の学校長は、所有校の学校長へ速やかに損傷状況を報告するとともに、修繕しなければならない。
- (1) 修繕による原状復帰が困難なときは、同等品の購入により、代償しなければならない。
- (2) 修繕若しくは購入が生じたときは、その費用を学校管理課が負担するものとする。
- 2 有効活用物品の運搬中に生じた損傷の修繕については、その費用を学校管理課が負担するものとする。
- 3 保管転換が可能な物品のうち、修繕を必要とする楽器等高額物品の修繕については、その費用を学校管理課が負担するものとする。
- (以下 略)

(資料2) もったいない運動フロー図 (借用校)



(資料3) システム画面



共通備品リスト画面 (一部)

〇〇小	12 共 1-1	人形劇舞台	ヒルマ	ヒルマ	35,280	1	H12	
〇〇小	12-共-1-9	万能型紙芝居舞台	2-860-2100	ウチダ	14,175	1	H12	
〇〇小	17 共 3~29	DVD/ビデオレコーダー	DVD/ビデオ一体型レコーダー	シャープ	52,800	1	H17	
〇〇小	16 共通 14-5	デジタルカメラ	X500	オリンパス	28,800	1	H16	来校により貸し出し可